

一般社団法人 東京都建築士事務所協会

立川支部規則（準則）

（名称）

第1条 この支部は、一般社団法人東京都建築士事務所協会(以下「本会」という)立川支部（通称：たちかわ支部、以下「支部」という）という。

（事務所の所在地）

第2条 支部は、事務所を支部長の建築士事務所内に置く。

（地域）

第3条 支部の地域は、次のとおりとする。（区域名：立川市・昭島市・国分寺市・国立市・東大和市・武蔵村山市・日野市）

（構成）

第4条 支部は、原則として前条の地域に建築士事務所を開設している本会の正会員及び特別会員並びに支部の事業に賛同する協力会員をもって構成する。

（目的）

第5条 支部の目的は、本会の定める目的に準ずる。

（事業）

第6条 支部は、次の事業を行う。

- (1) 本会の定款に基づく支部事業
- (2) その他目的を達成するために必要な事業

（支部役員等）

第7条 支部に、次の役員を置く。

支 部 長 1名

副 支 部 長 若干名
支 部 会 計 若干名
支 部 監 事 若干名

2 支部事業の円滑な運営を図るため、支部委員を置くことができる。

支部事業委員 若干名
その他の委員 若干名

3 支部に、支部顧問及び支部相談役を置くことができる。

（支部役員等の選出方法）

第8条 支部役員等は、次の方法により選出する。

- (1) 支部役員は、支部所属正会員のなかから支部総会において選出する。
- (2) 支部委員・支部顧問及び支部相談役は、支部役員会において選出する。

2 前項により選出された支部長は、本会の会長が委嘱し、他の支部役員等は、支部長が委嘱する。

（支部役員等の職務）

第9条 支部長は支部を代表し、支部の業務を執行し、本会の業務の執行に関して当該ブロック代表者と連絡協調する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、支部長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 支部会計は、支部財産の管理運営、会費の収納、そのほか支部の経理に関する業務を行う。
- 4 支部監事は、支部の業務及び財産の状況を監査する。
- 5 支部事業委員は、本部事業の実施協力と支部事業の企画運営を行う。
- 6 その他の委員は、支部長及び副支部長を補佐し、支部の業務を行う。
- 7 支部顧問及び支部相談役は、支部長の諮問に応ずる。

（支部役員等の任期）

第10条 支部役員等の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度うち、最終のもの

に関する支部定時総会の終結時までとし、再任は妨げない。

- 2 補充または増員により選出された支部役員等の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 支部役員等は、その任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、なお役員等としての権利義務を有する。
- 4 支部役員等に欠員が生じたとき又は増員をするときは、第8条に準じて選出できる。

(支部総会)

- 第11条 支部総会は、支部所属正会員をもって構成する。
- 2 支部総会は、支部定時総会及び支部臨時総会の2種類とする。
 - 3 支部定時総会は、毎年1回事業年度終了後2箇月以内に支部長が招集する。
 - 4 支部臨時総会は、支部役員会が必要と認めたとき、又は支部所属正会員の5分の1以上から請求があったときは、支部長が招集しなければならない。
 - 5 支部総会の議長は、支部総会の出席者のなかから選出する。

(支部総会の議決事項)

- 第12条 支部総会は、本会の定款及び細則並びにこの規則で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
- (1) 支部役員を選任及び解任
 - (2) 支部規則の変更
 - (3) 事業報告及び収支決算等の承認
 - (4) その他支部の運営に関する重要な事項

(支部総会の定足数)

- 第13条 支部総会は、支部所属正会員の3分の1以上の出席によって成立し、委任状を提出した者は、定足数に算入する。

(支部総会の議決)

- 第14条 支部総会の議事は、この規則に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(支部役員会)

- 第15条 支部役員会は、支部役員及び支部に所属する本会の役員をもって構成する。
- 2 支部役員会は、必要に応じて開催する。
 - 3 支部役員会は、支部長が招集し、議長にあたる。

(支部役員会の定足数)

- 第16条 支部役員会は、これを構成する者の2分の1以上の出席によって成立する。

(支部役員会の議決)

- 第17条 支部役員会の議事は、出席構成員数の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(議事録)

- 第18条 支部総会及び支部役員会の議事については議事録を作成し、保管しなければならない。

(支部運営会議)

- 第19条 支部運営会議は、支部事業の円滑な運営を図るために置く。
- 2 支部運営会議は、支部役員及び支部委員並びにこの支部に所属する本会の役員及び委員をもって構成する。
 - 3 支部運営会議は、必要に応じて開催する。
 - 4 支部運営会議は、支部長が招集し、議長にあたる。

(支部会費)

- 第20条 支部会員は、支部総会で別に定める支部会費を納入しなければならない。

(経費)

- 第21条 支部の経費は、本会からの交付金、支部会費、支部基金及び支部事業から生ずる収入並びに寄付金品をもって支弁する。

(会計年度)

第22条 支部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告等の承認)

第23条 支部の事業報告、収支決算等は、支部総会の承認を得なければならない。

(支部規則の改正)

第24条 この規則は、支部総会において出席正会員の4分の3以上の同意を経て、本会の理事会の承認を得なければ、変更することはできない。

(補則)

第25条 この規則の施行について必要な事項は、支部細則で定める。

2 この規則で特に明示していない事項は、本会の定款及び細則に準拠する。

付 則

1 この規則は、本会の理事会の承認のあった日から施行する。

(平成10年6月18日理事会承認)

2 この規則は、本会の理事会の承認のあった日から施行する。

(平成23年5月18日理事会承認)